

奨学金制度の歴史的変遷からみた 給付型奨学金制度の制度的意義

白川 優治

(千葉大学准教授)

本稿は、2017年に創設された国の給付型奨学金制度を、奨学金制度の歴史的経過の中に位置づけ、その制度的意義を検討するものである。我が国の奨学金制度は、1943年の制度創設から無利子貸与制度として創設された。終戦後から1960年代にかけて、給付制度の創設が提案されつつも実現されない一方で、無利子貸与に返還免除制度を組み合わせることで実質的な給付部分を制度内に組み入れるという制度構成が日本的な制度特性として作られてきた。しかし、1980年代以降の制度変更により、有利子貸与制度の導入とその量的拡大、返還免除制度の廃止が段階的に進められ、日本的な制度特性は消失する。2000年代に入ると、返還金の延滞額の増大などから、貸与金の回収が行政課題とされ、回収強化が進められるとともに、そのことが、奨学金制度の構造的課題として捉えられ、制度批判の要因となっていく。そして、2016年の18歳選挙権による初の国政選挙の実施という政治的タイミングの中で、給付型奨学金制度の創設が政治課題として浮上し、政治主導で2017年に低所得層を対象とする給付型奨学金制度が創設された。新たな給付型奨学金制度は、予約型として対象者の選考は高校の推薦に基く制度とされたことなどから、選考の恣意性などの課題はあるが、2017年に政策的に提案された「高等教育の無償化」においてその活用が示されるなど、今後の日本社会において、高等教育の費用負担構造の再構築していくための重要な制度的基盤となっている。

目次

- I 課題設定
- II 奨学金制度の歴史的経緯と給付型奨学金制度創設の
政治的・社会的背景
- III 給付型奨学金の制度枠組みと制度的課題
- IV 高等教育の費用負担構造の再構築とその課題

I 課題設定

「高等教育を受けるための費用は誰が負担するか」が、現在、わが国における社会的・政策的課題となっている。奨学金制度は、教育費負担のあり方を社会的に調整する制度の一つである。国の奨学金制度は、2017年3月に給付型奨学金制

度が創設され、貸与制度のみであった制度枠組みは転換を迎えることとなった。我が国の奨学金制度は、1943年の大日本育英会の創設時から貸与制度（無利子）とされ、1984年以降、無利子貸与と有利子貸与の2種類の貸与型奨学金制度として運営されてきた。70年以上、貸与制度のみで構成されてきた国の奨学金制度に、新たに、給付型制度が創設されたことは歴史的・制度的に大きな意味を持っている。現在、日本学生支援機構（JASSO）により運営されている国の貸与型奨学金制度の利用者数は134万人であり、大学生・専門学校生の2.6人に1人が利用する社会制度となっている¹⁾。高校卒業後の7割以上が大学・専門学校に進学し、そして、高等教育における学費

負担において私的負担が大きい現代日本社会において、公的奨学金制度の持つ社会的意義は、ますます大きなものとなっているといえるだろう。さらに、新たな給付型奨学金制度の創設後、2017年には「高等教育の無償化」が政策課題として提起された。この動向は教育費負担のあり方を問い直すものである。本稿は、このような奨学金制度や教育費負担の転換期において、これまでの奨学金制度の変遷過程を見ることで給付型奨学金制度の歴史的意義を確認する(Ⅱ)。そして、給付型奨学金制度の持つ制度特性と課題を指摘(Ⅲ)した上で、奨学金制度のこれからのあり方を考えるために、現在、検討されている「高等教育の無償化」の議論も視野に入れて検討してみたい(Ⅳ)。なお、本稿では、奨学金制度については、時代によって主に用いられる用語が異なることを尊重し、育英制度、奨学制度、育英奨学制度という表現も用いている。

Ⅱ 奨学金制度の歴史的経緯と給付型奨学金制度創設の政治的・社会的背景

2017年に制度が創設され、2018年度から本格実施(2017年度に一部先行実施)された日本学生支援機構による給付型奨学金制度は、どのような背景で創設され、その制度創設には、どのような歴史的意義があるだろうか。我が国の奨学金制度のこれまでの制度特性を確認しながら、そのことを見ていきたい。「給付型奨学金」という制度枠組みの視点から、これまで貸与型のみで運営されてきた国の奨学金制度の歴史的経過を見ると、給付型奨学金制度は、1943年の国の奨学金制度の創設時にも検討されたものであるとともに、その後も何度かの創設提案がなされつつも実現には至らないものであったことがわかる。日本の奨学金制度の制度特性とその変遷を見ることで、2017年に創設された給付型奨学金制度の歴史的意義を位置づけてみたい。

1 国の奨学金事業の創設経過

我が国の明治期以降の近代教育制度の形成過程においては、官費・給費制の官立学校の整備と低

授業料政策による「育英主義」がとられてきたことが指摘されてきた。具体的には、高等師範学校・女子高等師範学校、軍関連の学校、商船や電信などの技術者養成などのために授業料を取らない官費制の官立学校が整備(菊池 2003)されるとともに、官費・給費制を取らない学校でも、「高等教育を対象として一定以上の能力・資質のある若者を確保することを目的にして、能力・資質による選抜を可能とする程度に授業料を政策的に抑制」する「育英主義」がとられてきたためである(金子 1987)。他方、明治・大正期の私立学校は、官立学校との学生獲得競争の観点から授業料が低く抑えられていた(天野 1993)。授業料に関するこのような状況のなかでは、国によって個々の学生を対象とする奨学金制度が整備されることはなく、明治期以降、奨学金事業はもっぱら民間の育英奨学事業団体によって担われてきた。菊池(2003)は、戦前の民間育英団体をその特徴によって類型化するとともに、次のように3つの時代区分に分類している。その区分は、第一は、旧藩士の子弟が教育を受けるために旧藩主が出資して育英団体がつくられる明治10年代。第二は、旧藩を基盤とする育英団体がつくられる一方で、府県・市町村などの地方公共団体が関与するものや、校友会・同窓会などが中心になって育英事業を行うところが現れてくる明治30年代。そして、既存の育英団体が再編されるとともに、新たな団体が新設される第一次大戦後である。明治期末には約80に及ぶ育英団体が存在したとされ(関口 1953)、大正期には「育英奨学会は全国に普及し、府県育英會か然らずんば郷藩育英會、何れかが存在しない府縣は全く無くなつた」(高山 1936)とされている。文部省の調査によれば、昭和2(1927)年には、中等学校卒業者を対象に育英事業を行う団体は246団体に上っている(文部省 1929)。育英団体の量的増大は、既存団体の再編が議論されるとともに、全国的な組織化の議論をもたらしとなった。1926年には、帝国教育会により、全国育英事業大会が開催され、全国育英事業協会の創設が提唱されている(帝国教育会 1926)。このような戦前期の民間育英団体は、多くの場合、寄附金などの基金の運用によって貸与金や運営資金を

作り、奨学生は卒業後に貸与金を返還するか、あるいはそれに変わる寄附金を提供する義務が課されていた。このシステムでは、経済に大きな変動がおこらない限り、育英団体は安定的に維持される手筈になっていたとされている（菊池 2003）。昭和 2（1927）年 3 月末段階で、育英事業を行う 246 団体のうち、6 割以上の 156 団体が貸与制度であり、給付制度は 68 団体であることから（文部省 1929）、この頃の民間育英団体は貸与制度が一般的であり、この仕組みの中で運営されていたことがわかる。ただし、戦前期に貸与制をとる民間育英団体の返還率は 4 割程度であったとされており（関口 1953）、必ずしも返済率が高かったわけではないようである。

このような制度状況の中、昭和 4（1929）年に生じた昭和恐慌は、府県の財政難による育英資金の減少、不景気による篤志家の寄付金の減少、育英資金を受けて大学等を卒業しても就職できず、または、就職ができて返済に回す余裕がない学生の増加など、民間育英団体による育英事業の継続が困難となる状況をもたらした。このことが昭和 18（1943）年に国家規模の育英制度として大日本育英会の創設につながる理由の一つとして指摘されている（菊池 2003）。他方、昭和期の戦時動員体制の中で構築されていく「教育国家」化の一端として国家規模の育英奨学制度の創設を位置付ける見方（佐藤 2004）、戦時体制の中での戦争遺児の教育機会を確保する意図を指摘する見方（柴田 2016）もある。いずれにしても、文部省は昭和 11（1936）年に英米仏独各国の奨学制度を調査しており（文部省教育調査部 1936）、昭和 14（1939）年には、帝国議会において、「無資力優良児ニ関スル教育ノ機会均等ニ関スル議決案」が衆議院で可決されるなど、昭和 10 年代に具体的な動きを確認することができる。そして、昭和 15、16 年頃には、文部省内において財団法人創設による育英事業が独自に立案されていたという（日本育英会編 1964）。このように、昭和期に入り育英事業に対する経済的、社会的、政治的状況が大きく変化していくことが、大日本育英会の創設に繋がっていくのである。

大日本育英会の創設は、帝国議会において教育

問題に関心を持つ議員による国民教育振興議員聯盟が中心になり、制度提案がなされていくことから始まる。この議員聯盟は、教員待遇改善問題を中心に活動を行い、成果を上げた後、次の目標として国家的育英制度の創設を政府に求めていく。議員連盟は、貸費と給費の制度を検討した結果、「日本古来の家族制度の尊重の立場に立ち、親の子を教育する責務を援助するものとの意味において、また国からの支出を最小限にとどめる意図から、貸与制をとる」（日本育英会編 1964）として、貸費制度による制度構想を建議として議会に提出し、昭和 17（1942）年に「大東亜教育体制確立ニ関スル建議」として採択された。このことを契機に、その後、文部省において具体的な制度立案が進められている。文部省内の制度設計においても、貸費制と給費制の両案が検討され、また、国の育英制度の創設は、文部省だけでなく、企画院、大蔵省をはじめとする関係諸官庁との折衝の中で制度設計がなされた。その中で、「給付制度はソ連式で好ましくなくという反対意見が強く」（日本育英会編 1964）出されたことなどから、最終的には貸費制度が採用されたとされる。しかし、当時大蔵省の担当官として大日本育英会の創設予算の査定にあたった大平正芳は「対象人数を半分にするならば、「貸費」ではなく「給費」にできることも判明したので、給費制を柱に試案をまとめた」ところ、文部省担当者および大蔵省首脳から貸費制により多人数の学生を救済する制度にしたという要望があり、最終的にそれを受け入れたと回想している（大平 1953）。このことは、貸費制度が採られたことは必ずしも財政上の理由ではなく、多くの学生を対象とすることが優先された結果であったことを示唆している。制度創設当時は、教員養成などの社会的に必要な人材養成は官費制の教育機関でなされていたことを前提にすれば、国の奨学金制度の創設は、多くの学生を対象とすることが主要な目的とされていたと解釈することができるだろう。文部省と関係諸官庁、および議員聯盟の調整を経て、昭和 18（1943）年に、大日本育英会が財団法人として創設され、昭和 19（1944）年に大日本育英会法が帝国議会で成立して特殊法人大日本育英会となり、平成 16（2004）

年の改組統合まで、日本育英会が国の奨学金制度の実施組織として機能していくことになる。創設時の制度は、進学時に採用者を決定する予約制が原則とされ、在学中の採用は例外とされていた。また、採用基準には優秀性と経済的理由の両基準が併用された。この基準は近年まで継続して用いられたものであり、創設時の制度設計の影響の大きさをうかがうことができる。なお、制度創設後の高等教育機関在学学生への貸与人数は、1943年度が1047名、1944年が3482名となっている（財政調査会編 1955）。

2 戦後日本の奨学金制度の制度特性の形成：貸与制と返還免除制度

戦中期に創設された国の奨学金制度は、戦後においても、「無利子貸与制度」というその基本的な制度枠組みは変更されなかった。しかし、戦後の社会経済状況と大学進学をめぐる変化の中で、「給付制」創設の提案も含めて、そのあり方は常に議論の対象にされてきた。以下では、戦後日本の奨学金制度の変遷をその制度特性と合わせて確認していく。

1945年の終戦後、国の奨学金制度である大日本育英会の社会的役割は大きくなった。戦前期に育英奨学事業を行っていた民間育英奨学団体は、戦後のインフレによって所有する資産の価値を失ったために「民間育英団体はほとんどその機能を停止しているに等しい」（教育刷新審議会 1950）とされ、個々の大学が実施していた育英奨学事業もインフレのために停止せざるをえない状況となっていたためである（例えば、慶應義塾編 1968）。他方、戦後教育改革が進められる中で、一方では、戦後教育制度との制度調整として、他方では、終戦後の経済状況の中で、学生の救済と教育機会均等を実現するために、育英制度のあり方の再検討と制度変更が1950年代まで続いていく。この時期の議論を「給付制」の観点から確認してみたい。昭和22（1947）年に文部省内に設置された学徒厚生委員会は、翌年8月に、戦後経済状況の中での学生生活の逼迫という直面する課題に対する対応策として、学生生活の安定を目的に、給費制度の実施、貸費額の増額と貸与人数

の増員、臨時貸付制度の新設などの具体的な制度提案を答申している（文部省体育局学徒厚生課 1948）。この答申の多くは実現されたが、給費制度の導入はなされなかった。

学徒厚生委員会の答申を受けて、その内容を具体化するために日本育英会の中に育英制度調査会が置かれ、奨学金制度のあり方が検討されている。育英制度調査会は、昭和24（1949）年2月に文部大臣へ8項目の意見書、同年4月には意見書の中で特に重要とされた3項目を総理大臣等へ建議として提出している（日本育英会編 1974）。そこには、特に優秀な者に対する給費制度の創設、特別奨学生制度として奨学金の一部又は全部についての返還免除、教員養成に関して教員となり一定期間に達した場合に返還を免除すること、などが含まれていた。これらの提言の後、教育刷新審議会が1950年に「優良教員の養成確保に関する対策について」として、教員志望者への優遇と返還免除を求める教育奨学生制度の創設を建議し、昭和25（1950）年に、この建議内容に沿った教育奨学生制度が創設されている。しかしながら、この時にも、給費制度の導入はなされなかった。

昭和24（1949）年には、奨学制度を含めた学徒の厚生援護・就職対策その他学徒の生活に関する事項を調査審議することを目的に学徒厚生審議会が設置された。この審議会は、大蔵省主計局長や労働省労働局長も委員として参加するものとして組織されたものである。学徒厚生審議会は、昭和25（1950）年に文部大臣による「国家奨学制度はいかなる方法によって改善しうるか」という諮問を受け、翌年に答申を提出している。その答申は、国に対して日本育英会の採用率、貸与月額を引き上げるように予算の増額を要請することが中心であり、この時には給付型奨学金制度の提案は含まれていない。その後、日本育英会の奨学金貸与人数（高等教育段階のみ）は、1945年度4330人から、1950年度には4万1498人、1954年度には10万3294人に増大していく（財政調査会編 1955）。

1940年代から50年代にかけて、これらの審議会で議論がなされる一方で、戦後の大日本育英会の奨学金事業は、創設当初には想定されていなかった「特定の目的を持つ奨学金制度」（日本

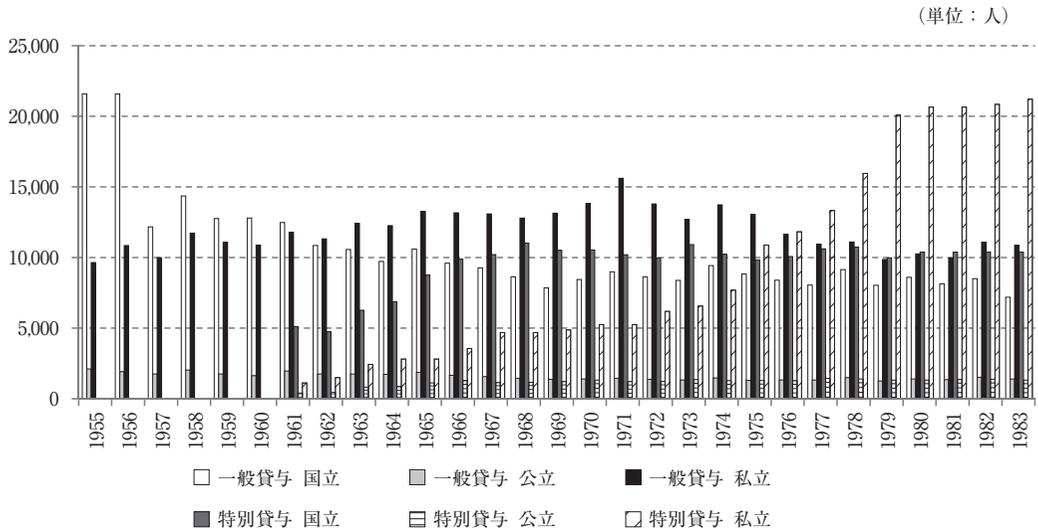
育英会編 1993) が創設され、奨学金事業の多様化がなされていく。具体的には、大学医学部・医学専門学校卒業者で実施修練(インターン)従事者を対象とする「医学実地修練奨学生」(1948年度採用開始)、学術研究に適する少数の優秀な大学院生を対象とする「特別奨学生」(1948年度)、通信教育課程の在大学生を対象とする「通信教育奨学生」(1949年度)、義務教育教員養成を行っている国立大学教育学部在学者(のちに私立大学にも拡大)を対象とする「教育奨学生」(1950年度)などが創設されていくためである。これらの新たな制度は、教育職、研究職、特定の専門的技能を必要とする職業に関わる人材育成に対して、特別の奨学金制度を設定するものであり、戦前期に、教員養成を中心に官費による無償制がとられていた養成制度が戦後の教育制度改革により廃止されたことを背景とするものである。

このような貸与人数の増大、特定の目的を持つ奨学生制度の創設などを背景に、法改正の必要性が指摘されるようになり、日本育英会内部では、給費制度・返還免除制度の創設、名称変更、事業目的の変更が議論された(日本育英会編 1974)。昭和 28(1953)年に法改正が行われ、大日本育英会から日本育英会への名称変更とともに、特定職業への就職者への返還免除制度が導入された。この時、導入された返還免除制度は、奨学生が特定の職業(教育職・研究職)に就いて一定の条件を満たした時、奨学金の全部または一部について返還を免除する制度である。当初は、義務教育段階の教育職に限定されていたが、その後の国会での審議の中で 1965 年までに学校教育法一条に規定する校種(一条校)のほとんどが対象となる(白川 2012)。この時に制度化された、貸与制度を前提としつつ、幼稚園・小学校・中学校・高校等の教員として就職した者(教育職)と大学等での研究職に就職した者(研究職)には、一定期間の勤務年数により返還を免除する制度(返還免除制度)は、教育職は 1997 年に、研究職は 2004 年に廃止されるまで、実質的な給付型奨学金制度として機能していく。この貸与制度と返還免除制度の組み合わせが、戦後日本の奨学金制度の制度特徴のひとつとなるのである。

さらに、返還免除制度については、昭和 33(1958)年に、「特に優秀な資質・能力を持ちながら、経済的理由により著しく進学困難な中学卒業予定者」(日本育英会編 1993)を対象とする特別貸与制度が新設された。この制度は、それまでの日本育英会の奨学生制度とは別立てに、予約採用を前提に、全国一律の厳格な学力および経済的な基準に基づいて貸与者を選抜し、一般貸与よりも高額を貸与しつつも、返還については一般貸与相当額を返還すれば残りの額は返還が免除される制度であった。この制度の導入の背景は、これまでの奨学金制度が、貸与金額の小ささのために必ずしも受給学生の学業専念に貢献していないという問題意識を背景にしつつ、「法改正の発端は、岸総理の主唱により内閣の新政策として取り上げられた英才教育・進学保障制度の創設」(西田 1958)にあるとされている。この返済不要分を上乗せするという特別貸与制度も、実質的な給付型奨学金制度として機能することとなり、貸与制度と返還免除制度の組み合わせという戦後日本の奨学金制度の制度特性を形作っていくこととなる。しかし、この特別貸与制度は、その後、創設当初の目的とは異なるかたちで、1960 年代から 70 年代にかけて私立大学の増大と大学紛争後の私学政策の中で、国公立大学と私立大学の学費格差を縮小するための政策手段として用いられていく。1965 年に文部省が設置した臨時私立学校振興方策調査会の提言をもとに、特別貸与制度は四年制私立大学の貸与月額を国公立と別立てとし、貸与定員も国公立と私立を別枠とされるようになるためである(日本育英会編 1993)。その結果、図 1 の通り、特別貸与制度の増加分は私立大学の在学者に振り分けられていくとともに、一般貸与についても国立大学在学生の採用が抑制されていく。このことは、1960 年代以降、私立大学の増設による大学進学の大衆化が進む中で、既存の制度の中で高等教育の費用負担構造の調整を図るものとして特別貸与制度を中心に奨学金制度が用いられたと見ることができだろう。

なお、このような日本的な制度特性の形成期に、給付型奨学金制度が実現されてこなかったことに関しては、大蔵省の反対にも触れておく必要

図1 一般貸与と特別貸与の貸与人数の推移（1955～1983年、大学生のみ）



出所：「日本育英会年報」各年度版

がある。1961年度、1962年度の予算編成過程で文部省は、博士課程在学学生への奨学金を貸与ではなく給費とすることを提案した。しかし、大蔵省は既存の返還免除制度で十分であるとして、その要求を拒否しているためである（財政調査会編1961, 1962）。このような大蔵省の政策態度は、奨学金制度の日本的特性が形成される背景として重要な意味を持ったと見ることもできる（白川2005）。

3 1984年の有利子貸与制度導入とその拡大・返還免除制度の見直し——制度特性の消失

無利子貸与による奨学金制度に対して、1984年に大きな制度変更が行われる。それまでの一般貸与と特別貸与、「特定の目的を持つ奨学金制度」など区分が分かれていた奨学金制度を整理するとともに、有利子貸与奨学金制度を創設する法改正が行われたためである。奨学金制度の有利子化を求める政策提案は、1973年の財政制度審議会の建議で「奨学資金貸付けの有償化は今後検討に値するもの」（財政調査会編1974）と提起されたことを端緒とする。1976年には、大蔵省は1977年度の予算編成方針において教育費の受益者負担原則から、奨学金の有利子化と返還免除制度の廃止を提示している²⁾。1970年代から無利子貸与制度と返還免除制度を見直すことを求める政策アイ

ディアが提示されているのである。しかし、この当時、首相・蔵相等を歴任した大平正芳の反対もあり、1970年代にはこれらの政策アイデアが実現されることはなかった（大平は、「蔵相、首相在任中は、有利子化の実現を大蔵省の担当者が持ちかけてもガンとして受け付けなかった」とされている³⁾）。1980年に大蔵省は、財政状況全般に対する現状を解説し、歳出項目ごとの問題提起を行う『歳出百科』（大蔵省主計局編1980）を刊行し、奨学金事業に対して、有利子化の可否と返還免除制度の見直しを検討事項として指摘した。その後、1981年に総理府に設置された第二次臨時行政調査会（第二臨調）が、同年中に提出した第一次答申において「高等教育に対する助成等の見直しに対応しつつ、他方、外部資金の導入による有利子制度への転換、教職員に就職した者等に対する返還免除制度の廃止及び返還期間の短縮を図る」として、このことを提言している。奨学金制度のあり方は、歳出削減を求める行政改革の中の一つの政策課題とされたのである。これらの提言を受け、文部省は1981年に「育英奨学事業に関する懇談会」（1982年以降、「育英奨学事業に関する調査研究会」に再編）を設置し、具体的な制度変更を検討し、1983年に報告をまとめた（文部省大学局学生課1983）。その内容は、第二次臨調・大蔵省の改革提案に対して、有利子貸与制度を新設する

ことを中心に、その主張を部分的に受容しつつ、無利子貸与と返還免除制度は維持することとするものであった。有利子貸与への転換を求めた臨調答申を、有利子貸与の新設に組み替えたといえるだろう。そして、1984年に法改正がなされ、それまでの一般貸与制度や特別貸与制度などの既存の奨学金制度は、無利子貸与と有利子貸与の2つの制度に再編されることとなった。なお、無利子貸与と有利子貸与は、利子の有無のみでなく、財源が異なり、政府の一般財源を用いる無利子貸与に対して、有利子貸与は財政投融资を財源とする相違があった。このことが2000年以降の制度展開に大きく影響することとなる。

この有利子制度の導入には多くの反対意見も表明された。この時の法改正時の国会での議論について、「この国会議論は、要するに、野党側の論拠である憲法・教育基本法に基づく教育機会均等の理念による理想主義的無限定奨学論が財政制約という現実論に押し切られていく過程である」（小林2004）と整理されている。ただし、この時、無利子貸与が「育英奨学制度の根幹」とされたこともあり、有利子制度の量的規模は1990年代までは限られたものとされた。図2から1984年以降の無利子貸与と有利子貸与の関係を見ると、1990年代まで、無利子貸与制度が国の奨学金制度の根幹とされ、貸与人数の中心を占めていたことがわかる。

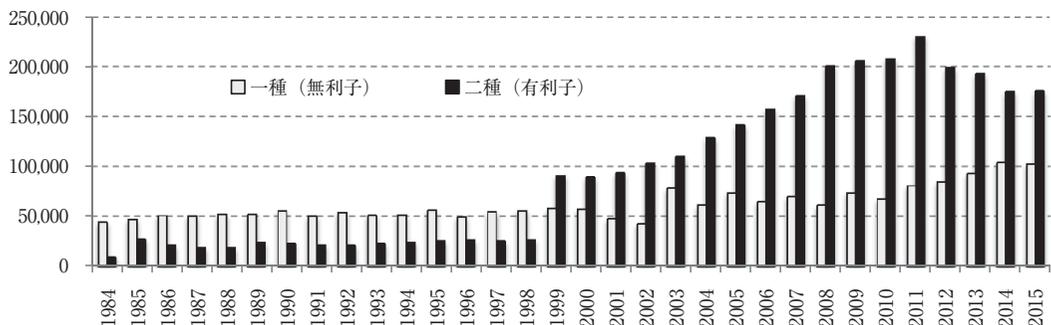
しかし、1999年に、有利子貸与制度の貸与基準を引き下げることによって、希望者が利用しや

すい制度（＝希望すれば利用できる制度）とするともに、貸与人数の量的拡大を図る制度改革が行われた（「きぼう21プラン」）。この有利子貸与の量的拡大は、財政投融资の活用拡大という国全体の政策方針の中で、それを有利子奨学金の財源として利用するものであり、また、奨学金利用者の量的拡大は当時の政治状況の中で「政治的課題」ともされていた（白川・前畑2012）。このような制度転換は、高等教育への進学が、マス段階からユニバーサル段階に移行する過程の中で、既存の奨学金制度の制度的枠組みを変更することなく、高等教育進学者の資金需要に応えることを実現するものであったとみることができる。しかし、奨学金制度の中でも、利用者にとって相対的に有利な返済条件である無利子貸与制度ではなく有利子貸与制度の量的拡大であったこと、さらに、1990年代から2000年代に続く長期不況のなかで、大卒就職希望者への雇用求人が縮小し、卒業後に安定的な就労機会を得ることが困難となることなどの社会的状況の中で、2010年代に奨学金制度の在り方が社会問題として注目されるようになる要因にもなっていく。

なお、1984年の制度変更では維持された返還免除制度は、その10年後の1995年に、総務庁行政監察局による大学行政全般による行政監察（総務庁行政監察局1995）の中で、育英奨学制度に対する勧告の一つとしてその在り方が指摘される。この指摘を契機に、大蔵省の財政制度審議会はこの制度の見直しを繰り返し求め（財政調査会編

図2 無利子貸与と有利子貸与の新規採用者の推移（1984～2015年、大学生のみ）

（単位：人）



出所：「日本育英会年報」「JASSO年報」各年度版

1996)、最終的に1998年の法改正により教育職就業者への返還免除制度が廃止され、大学院において貸与された奨学金の研究職就業者への免除制度のみが維持されることとなった。しかし、その後、財政制度審議会はこの研究職就業者への返還免除の廃止を求め続けた。そして、1997年から行政改革として進められた国全体の特殊法人の合理化において、日本育英会そのものが見直しの対象となる中で、運営組織見直しとともに返還免除制度のあり方も見直され、最終的に、2004年に研究職就業者への返還免除制度は廃止されることとなった。その結果、それ以降、大学生に対する国の奨学金制度は「貸与制度のみ」の仕組みとなることとなった(一部の大学院生に対する返還免除制度は、現在も残っている)。

ここまで見てきた、1990年代後半から2000年代初頭にかけて検討され、具体化された有利子貸与奨学金の量的拡大と返還免除制度の廃止は、戦後日本の奨学金制度の制度特性を消失させるものであったといえるだろう。2004年に国の奨学金制度の運営体制が日本育英会から日本学生支援機構へ移行されるにあたり、それまでの無利子貸与と有利子貸与の2つの制度に変更はなく、奨学金制度の制度構造そのものに変更はなされなかった。しかし、戦後、日本育英会の奨学金制度が持っていた、給付制度は持たない(持つことができない)が、貸与制度と返還免除制度の組み合わせで実質的な給付部分を制度内に組み入れるという制度特性が廃止されることとなったためであ

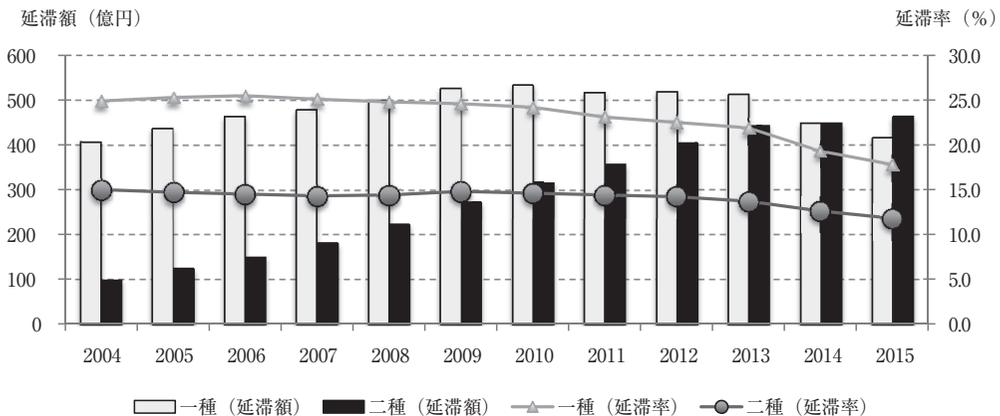
る。そしてこの経過は、大蔵省・財政制度審議会が1970年代から主張してきた政策提案が具体化される過程であったとみることもできる。

4 2000年代の奨学金制度をめぐる議論と給付型奨学金制度の意義

それでは、2004年に日本学生支援機構のもとで、奨学金制度が運営されるようになってから、どのような経過の中で、2017年の給付型奨学金制度の創設に至ったのであろうか。2004年から2017年7月までの全国紙5紙の新聞報道記事を確認することで、奨学金制度がどのように報じられたのかを整理した結果(白川2018a)からは、2000年代後半に、奨学金返還の滞納者・滞納額の増加が行政課題として問題化され、日本学生支援機構による回収強化のための制度変更が行われてきたこと、その結果、2010年代頃から、日本学生支援機構の回収強化策や貸与制度のみしかないという制度構造がもたらす問題から、奨学金制度そのものが問題ある社会制度として告発されるべき対象と位置付けられ、奨学金制度の在り方を問題視する社会運動が注目され、それらの動向を背景に、2016年に日本で初めての18歳選挙権による国政選挙の実施という政治制度の転換の中、給付型奨学金制度が政治主導で創設されていく経過が示されている。

具体的には、2008年に、監査に基づいて延滞額の増加と延滞金の回収努力が財務省から日本学生支援機構に要請され⁴⁾、2009年には会計検査

図3 返済滞納額と滞納率の推移(2004~2015年)



出所:「JASSO年報」各年度版

院により滞納増加の一因として学生支援機構が貸与者の転居先を把握していないなどの努力不足があることが指摘された⁵⁾。図3で示すように、この期間に延滞額が増加しているためである(ただし、二種の延滞額の増大であり、延滞率が上がったわけではないことには留意が必要である。1999年以降の有利子奨学金の利用者数の増加が延滞額増加の要因であることが推察される)。

これらのことを背景に、日本学生支援機構は、返還滞納者への対策を強化し、2009年度から3カ月以上の延滞者の情報を個人情報情報機関に登録する制度を採り入れること⁶⁾、9カ月以上の延滞者には一括支払督促のうえで返還請求訴訟を行うなどの対応をとるようになった⁷⁾。また、一方で、返済猶予の拡充や減額返済など、返済困難な状況にある学生を支援する新たな取組みもとられるようになった⁸⁾。しかし、これらの回収強化策は、一方で、奨学金制度の金融事業化として批判される。そして、奨学金制度のあり方は、「貧困問題」「格差社会」という、より大きな社会課題のなかのひとつとして位置づけられるようになり、奨学金制度は、社会問題として告発される対象として位置づけられていく。奨学金制度が制度改革・改善・救済を求める社会運動の対象として位置づけられることで、奨学金制度は、「奨学金地獄」「ブラック奨学金」等として告発(岩重2017; 大内2017; 今野2017他)されるとともに、その制度改善のための提案として給付型奨学金制度の創設が要求されていくのである。

このように奨学金制度の在り方が社会問題と位置付けられるなかで、2014年頃から、奨学金の返済支援の取り組みや奨学金制度の見直しも進められていく。地方創生に基づく国の取組みとして地方就職者に返済を支援する制度が検討され⁹⁾、地方自治体や企業による奨学金返済の支援など取組が行われるようになるためである。奨学金制度の在り方が社会問題として焦点化されてきたことを背景に、2010年代には政策的・制度的にも、国の奨学金制度の在り方を見直す動きが生じてきた。その具体的な動向が、所得連動型奨学金制度と給付型奨学金制度の創設である。

所得連動型奨学金とは、貸与奨学金制度の返済

に対して、事前に設定された一定額の所得を得るようになるまではその返済を猶予するものであり、卒業後、所得が低い状況にある場合に、奨学金返済が生活負担にならないようにすることを目的とする仕組みである(Chapman, Higgins, and Stieglitz ed 2014)。これまで貸与奨学金の返済は、利用者の所得状況にかかわらず毎月一定額を返済することが原則とされていたため、所得が低い場合には返済の負担が実質的に大きくなる状況にあった。所得に応じて返済額が設定される所得連動型奨学金制度では、低所得層の返済負担を軽減することになり、奨学金返済の不安を軽減することができることになる。このような所得連動型奨学金制度は、イギリスやアメリカ等で導入されていた。日本では2011年の政府予算編成過程の中で、奨学金制度の改善方策として提案され、2012年度から無利子貸与制度の利用者のなかから希望者を対象に、年収300万円に達するまでは返済が猶予される制度として導入された。この制度は、収入が300万円をこえると年収額にかかわらず一定額を返済することとなるものであるため、返済額が所得に連動するわけではないものであったが、所得が低い期間は返済が猶予される、これまでにない制度であった(なお、この制度は、現在、日本学生支援機構では、次にみる「所得連動返還方式」と区別するために、「猶予年限猶予の特例」として位置づけられている)。その後、奨学金制度のあり方が問われる中で、奨学金返済負担の軽減に対応するための奨学金制度改革の具体化として、2017年度より、新たな所得連動返還型奨学金制度として「所得連動返還方式」が、無利子貸与制度の利用者を対象に導入された。この制度は、2016年に導入されたマイナンバー制度と連動したものであり、年収に応じて返還月額が変動するものである。所得が低い場合には、返還月額が小額となり、所得が多くなれば返還月額が大きくなる(所得の9%)。所得状況にあわせた返還を可能とすることで、返還負担の軽減が図られることとなる(ただし、所得がない場合でも2000円の返還月額が設定されている)。このような所得連動返還奨学金制度の導入には、貸与奨学金利用者の返済負担の軽減が意図されている。

他方、2010年代には、貸与制度のみしか持たなかった我が国の奨学金制度に対して、給付制奨学金創設の必要性が指摘されるようになる。その背景として、先に示した奨学金制度の社会問題化のみでなく、2012年に日本が国際人権規約（A規約、社会権規約）における中等教育・高等教育の暫定的無償化の留保を撤回したこととの関係（中内2013）、貸与制度のみの場合、低所得層が返済負担を理由に借入れを避けようとする「ローン回避」が生じるために教育機会の均等に不十分であること（小林2008）が指摘されてきたためである。しかし、給付型奨学金は、これまで見てきたとおり、その必要性が提案されたとしても国の奨学金制度の中で実現されてこなかった。ところが、2016年3月に、安倍晋三首相が、2016年度予算の成立後の記者会見のなかで給付制奨学金の創設を提示したことを受けて、急遽、具体的な政策課題として位置づけられていく¹⁰⁾。この背景には、2016年7月には18歳選挙権が実現して初めての国政選挙（第24回参議院議員通常選挙）が予定されており、各政党が給付型奨学金の創設を選挙公約に掲げる中で、政権党としての若年投票者への政治的アピールの意図があったことが指摘されている¹¹⁾。そして、2016年度中に、給付型奨学金制度の具体的な制度設計がなされ、2017年3月に新制度を既定する改正法が成立することで、2018年度からの本格実施されることとなった（前2017）。そして、本格実施に先立ち、2017年度進学者の一部を対象に先行的に実施されたのである。

このような給付型奨学金制度の創設に至る経過をみると、この新たな制度創設が、2004年に「貸与制度のみ」の制度構成になった奨学金制度の持つ構造的な問題として返済負担が焦点化される中で、学生・大学卒業後の若年労働者をめぐる経済的、社会的、政治的状況の大きな変化を背景に、政治主導で進められたものであることがわかる。ここまで見てきた奨学金制度の沿革に位置付けてみると、公的奨学金制度の日本的特性の消失を、給付型奨学金制度の創設の淵源とみることもできるだろう。

なお、給付型奨学金の創設提案は、2010年代

初頭にも文部科学省から提案されていた¹²⁾。しかし、これは実現しなかった。このことから、2017年というタイミングの政治的意味を理解することができる。

Ⅲ 給付型奨学金の制度枠組みと制度的課題

それでは、新たに創設された給付型奨学金制度はどのような仕組みであり、その制度構成には、どのような課題があるのだろうか。

2018年度から本格実施されている給付型奨学金制度の採用手続きは、次の通りである（日本学生支援機構2018）。大学・短期大学・高等専門学校4年生・専修学校専門課程（以下、大学等）への進学・進級前の高校等在学者のうち、家庭状況・経済状況の条件として、①住民税非課税世帯もしくは生活保護受給世帯、②社会的養護を必要とする生徒のいずれかに該当する者のなかから、各学校が定める「給付奨学生採用候補者の推薦基準」（以下、推薦基準）に基づいて学力条件、人物、健康条件を満たす者を、各学校が日本学生支援機構に推薦する。日本学生支援機構は、各校からの推薦に基づいて採用者を決定する。採用者には、国公立大学進学者では、自宅通学の場合は2万円、自宅外通学の場合は3万円、私立大学進学者には、自宅通学の場合は3万円、自宅外通学の場合は4万円が毎月給付される（ただし、国立大学で授業料の全額免除を受ける場合には、自宅生は給付額が0円、自宅外生は2万円に減額となる。また、社会的養護が必要な対象者には一時金として入学時に24万円が支給される）。受給者は、毎年、翌年度以降の継続についての資格審査があり、成績不振での留年の場合などには給付が打ち切りとなり、その場合には、過去にさかのぼって給付金の返還が求められる場合がある。給付対象については、文部科学省の方針では、学校推薦枠の割り振り方法は「一人別枠方式」とされ、各学校に1人を割り振った上で、残りの枠数を各学校の非課税世帯の奨学金貸与者数をもとに配分することとされている（文部科学省給付型奨学金制度検討チーム2016）。なお、日本学生支援機構の貸与型奨学金

(無利子・有利子)、他団体の奨学金との併給は認められている。2018年度の採用者数は2万3000人とされている。

この制度の特徴は、希望者は在籍する高校等を通じて申し込みを行うことであり、学校が推薦者を決めることにある。日本学生支援機構は、2017年4月に高校等に対し「給付奨学生採用候補の推薦に係る指針(ガイドライン)」を提示し、推薦基準の策定にあたり、人物・健康・学力及び資質・家計についての基準の基本方針とともに推薦業務のための留意点を示している(日本学生支援機構2017)。そこには、学力及び資質の関する要件の適合の確認について、各高校の特色や実情にあわせて行うこととされるとともに、「①知識量しか問わないテストの結果や特定の活動などのみに偏重せず、観点別学、学習状況の評価などの学力の三要素の趣旨を踏まえた選考となっているか。②総合所見や出欠状況を加味した選考となっているか。③高等学校等の生活全体の中で課題を克服した経験など生徒等の成長過程にも着目した選考となっているか。」という留意点が具体的に示された。さらに、「進学の意欲や目的、進学後の人生設計を確認・評価するにあたっては、レポートの提出や面談等により本人の意識を十分に確認するものとする。」と進学後の意欲を確認することを求めている。このことからわかるように、新たな給付型奨学金制度では経済的要件のみでなく、学力要件と人物等の定性的な要件が推薦要件とされている。

本稿では、この制度の枠組みについて、対象者の選定を高校単位で行うこととされたこと、そして、推薦要件に経済的要件のみでなく「学力及び資質に関する要件」が受給者の選定基準に設定されたことを制度的課題として指摘したい(白川(2017)では「子どもの貧困」の観点からの課題を指摘した)。今回の給付型奨学金制度では、「学力及び資質に関する要件」を含めた採用基準としたことについて、日本学生支援機構は、その理由を「原資が国費で賄われ、渡し切りの支給となることから、貸与型の奨学金以上に税の使途としての説明責任が問われる」ことを理由に挙げている(日本学生支援機構2017)。しかし、対象者の推

薦を高校単位で行い、「学力及び資質に関する要件」が高校在学時の状況をもとに、高校教職員の選考をもって推薦者が選定されることについて、次のような課題を指摘したい。日本学生支援機構は、各学校に公平な選考の実施を求めているが、個々の高校単位での判断となるため、選考過程が現実に統制されるわけではない。各校において1名から数名の推薦が想定されるなかで、高校の指導方針にそぐわない進学希望者の優先順位が低くなるような、学校単位の選考による恣意性が危惧される。また、高校単位の推薦は、高校側に負担と戸惑いをもたらしている。筆者が行った「東京都」と「青森県」の2都県の高校を対象とする質問紙調査(発送数522件、2018年7月発送・8月回収、回収率31.2%)において、「推薦基準」を策定済・策定中の高校(全体の57.1%)に対して、この基準策定で難しかった点を尋ねたところ、「複数候補者があるときの優先順位の付け方」(62.4%)、「選考手続きが教職員の業務増加・負担になること」(43.0%)、「学習成績以外の選考基準の作り方」(37.6%)が多く見られた(白川2018b)。学校ごとに定員枠が設定された上で推薦するという制度枠組みにおいて、推薦の優先順位をつけることが高校の負担となっていることがわかる。日本学生支援機構は、給付型奨学金制度を「進学の後押し」と位置付けている(日本学生支援機構2017)。しかし、「進学の後押し」を重視するのであれば、高校時の学習状況等をもとに学校が選考するのではなく、進学希望先に合格することをもって、学力や意欲の要件とすることで十分ではないだろうか。約5000校が存在する多様化した高校教育の現状と高校卒業者の7割が進学するユニバーサル段階を迎えた高等教育を前提とするとき、高校内での学業成績に基づいて推薦を得て対象者を決めることに、どれほど実効性があるかも疑問である。このような制度的な課題は、給付型奨学金制度が学校が強く関与する教育的制度として設計されたことによる。しかし、奨学金制度が個人を対象とするものであることから、組織としての推薦制度よりも、利用希望者個人としての選考に移行することが望まれる。今後、高校による推薦の実態把握を含めた制度検証が必要であろう。

IV 高等教育の費用負担構造の再構築とその課題

給付型奨学金制度の創設以降も、高等教育の費用負担のあり方が政治的課題とされてきた。2017年5月に、安倍首相により憲法改正の一部として高等教育無償化が提案され¹³⁾、教育国債の発行やオーストラリアや英国のHECS (Higher Education Contribution Scheme: 高等教育拠出金制度)をモデルにした授業料後払い方式の制度構想も提示¹⁴⁾されるなど、多様な議論がなされている。このようななか、2019年10月に予定されている消費税増税を前提に、「人生100年時代構想会議」などの官邸設置の諸会議での検討により、国の政策枠組みを示す閣議決定として定められた「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定2017)では、「高等教育の無償化」が項目として立てられ、その方針が提示された。そして、2018年1月には、文部科学省に「高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議」が設置され、制度設計のための具体的な議論が行われ始めている。このような動向は、学生や家計が入学金や授業料などの学生納付金というかたちで負担してきた高等教育の費用負担のあり方を再考する契機でもあり、関連する諸制度の再構築が求められているとみることができる。そして、この「新しい経済政策パッケージ」では、その内容として「所得の低い子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現する。このため、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす」として、給付型奨学金制度の存在を前提とする政策提案となっている。

しかしながら、この「新しい経済政策パッケージ」は、低所得世帯(住民税非課税世帯)に限定するなどの支援対象者の要件とともに、支援措置の対象となる大学等の要件についても、「①実務経験のある教員による科目の配置及び②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること、③厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を公開していること」を求めている。このことについては批判もあり、国

公私立のそれぞれの大学団体も意見を表明している(例えば、国立大学協会2018)。2018年3月に筆者が全国の四年制大学学長を対象に行った質問紙調査(発送数780件、回収率24.1%)においても、対象者の側の要件である「低所得世帯のみに限定すること」「進学後の学習状況に一定の要件を課すこと」には過半数が賛成している一方で、大学側の要件として示されている「実務経験のある教員の授業科目が学生の年間修得単位の一定以上」とすることについては「反対(反対+どちらかといえば反対)」(34.6%)が、「賛成(賛成+どちらかといえば賛成)」(29.2%)を上回っていた(「どちらともいえない」(32.4%))。この新たな政策方針は、大学に困惑をもたらしていることがわかる。奨学金制度の受給対象に教育機関側の要件を設定することは、これまでの個人を対象としてきた制度枠組みを大きく変更することになるためである。

いずれにしても、大学生を対象とする国による給付型奨学金という、これまで日本にはなかった制度が創設され、その活用を含めて高等教育の費用負担構造の再構築が議論され始めている。本稿でみた歴史的経過からは、奨学金制度の日本的な制度特性が消失した次の段階として、給付型奨学金制度が創設されたことが示された。そして、現在、給付型奨学金制度と貸与型奨学金制度の役割を含め、高等教育の費用負担構造の在り方を見直す時期が到来しているといえるだろう。そのことは、高校卒業者の7割以上が高等教育に進学する社会の在り方を考えることでもあり、その際には、給付型奨学金制度が重要な制度的基盤となることを示している。高等教育の費用負担をめぐる今後の議論の展開が注視される。

1) 日本学生支援機構による website (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/flow.html>) の説明による。

2) 「文教予算も大幅削減 大蔵省方針 教科書、一部有料に育英資金返済に利子」読売新聞1976年10月6日。

3) 「[財政非常事態] 83 予算の行方 = 2 教育狙い撃ち」『読売新聞』1982年9月2日。

4) 「奨学金10億円未回収 学生支援機構に財務省「改善を」」『朝日新聞』2008年7月25日。

5) 「奨学金滞納増は機構の努力不足」転居先分らず132億円回収不能 検査院指摘」『朝日新聞』2009年10月24日。

6) 「奨学金滞納者 通報へ 学生支援機構金融機関側に」『朝日新聞』、2008年10月10日。

7) 「返せぬ奨学金、訴訟急増 就職先が破産…生活苦の若年

層』『朝日新聞』2012年2月19日、「奨学金訴訟 100倍に8年で急増 借り手困窮 機構、回収強化」『朝日新聞』2014年8月10日。

- 8) 「奨学金返済の猶予拡充 文科省 2.5 倍の 10 万人分手当て」『朝日新聞』2009年5月8日、「奨学金の返済額 10年は半額 OK 学生支援機構が新制度」『朝日新聞』2010年5月3日。
- 9) 「地方に就職なら奨学金返還を支援 創生戦略「若者呼び戻し」策、来年度にも」『朝日新聞』2014年12月28日。
- 10) 「首相会見要旨——5月に一億総活躍プラン、待機児童、自治体と対処」『日本経済新聞』2016年3月30日。
- 11) 「給付型奨学金 活発に議論 政府 18歳選挙権見据え」『読売新聞』2016年3月27日、「自民 参院選争点つぶし 給付型奨学金や待機児童 取り組みアピール」『読売新聞』2016年4月5日など。
- 12) 「給付型奨学金：高校生向けに創設、文科省方針 経済的困窮の大学生向けも」『毎日新聞』2011年9月28日、「給付型奨学金：大学生も 返済義務なし、対象拡大——文科省」『毎日新聞』2013年4月23日など。
- 13) 「首相「20年に新憲法」——首相メッセージ要旨、高等教育無償化にも意欲。」『日本経済新聞』2017年5月4日。
- 14) 「大学の授業料、出せ払いで、自民教育本部、首相に提言。」『日本経済新聞』2017年5月23日。

参考文献

- 天野郁夫 (1993) 『旧制専門学校論』玉川大学出版部。
- 岩重佳治 (2017) 「奨学金」地獄』小学館。
- 大蔵省主計局編 (1980) 『歳出百科』大蔵省印刷局。
- 大内裕和 (2017) 『奨学金が日本を減らす』朝日新聞出版。
- 大平正芳 (1953) 『財政つづれ草』如水書房。
- 閣議決定 (2017) 「新しい経済政策パッケージについて」 (http://www.5.ca.go.jp/keizai/package/20171208_package.pdf)
- 金子元久 (1987) 「受益者負担主義と「育英」主義——国立大学授業料の思想史」広島大学大学教育研究センター編『大学論集』17集, pp. 67-88。
- 菊池城司 (2003) 『近代日本の教育機会と社会階層』東京大学出版会。
- 教育刷新審議会 (1950) 『教育改革の現状と問題——教育刷新審議会報告書』日本放送出版会。
- 慶應義塾編 (1968) 『慶應義塾百年史』下巻, 慶應義塾。
- 国立大学協会 (2018) 「高等教育無償化 (負担軽減) について (声明)」。
- 小林雅之 (2004) 「高等教育機会と育英奨学政策」『高等教育研究紀要』19号, 高等教育研究所, pp. 108-129。
- (2008) 『進学格差——深刻化する教育費負担』筑摩書房。
- 今野晴貴 (2017) 『ブラック奨学金』文藝春秋。
- 財政調査会編 (1955) 『國の予算』同友書房。
- (1961) 『國の予算』同友書房。
- (1962) 『國の予算』同友書房。
- (1974) 『國の予算』同友書房。
- (1996) 『國の予算』同友書房。
- 佐藤卓巳 (2004) 『言論統制——情報官鈴木庫三と教育の国防国家』中央公論社。
- 柴田武男 (2016) 「貸与制奨学金の思想的源流——大日本育英会創設の議論から」『聖学院大学論叢』29巻1号, pp. 47-60。
- 白川優治 (2005) 「戦後日本の育英奨学制度・政策の変遷過程——財政と文教の政策提案の分析を通じて」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊』13巻1号, pp. 261-270。
- (2012) 「戦後日本における公的奨学金制度の制度的特

性の形成過程——1965年までの政策過程の検証を中心に」広島大学大学高等教育研究開発センター編『大学論集』43集, pp. 135-152。

- (2017) 「貧困からの大学進学と給付型奨学金の制度的課題」末富芳編『子どもの貧困対策と教育支援——よりよい政策・協働のために』明石書店, pp. 218-249。
- (2018a) 「「奨学金」の社会問題化過程の基礎的分析——2004年以降の全国紙5紙の掲載記事を対象に」広島大学大学高等教育研究開発センター編『大学論集』50集, pp. 32-48。
- (2018b) 「教育費負担と奨学金制度のあり方に関するアンケート調査 (高校調査) 集計結果」。
- 白川優治・前畑良幸 (2012) 「日本」小林雅之編『教育機会均等への挑戦——授業料と奨学金の8カ国比較』東信堂, pp. 47-104。
- 関口隆克 (1953) 「育英事業の過去と将来」『文部時報』908号, pp. 76-84。
- 総務庁行政監察局 (1995) 『大学行政の現状と課題——大学の質的充実を目指して』大蔵省印刷局。
- 高山忠雄 (1936) 「我國における育英奨学學會の現状」東京帝国大学教育學研究室教育思潮研究会編『教育思潮研究』第11巻1輯, 日黒書店, pp. 154-164。
- 帝国教育会 (1926) 「全國育英事業大會概況」『帝国教育』525号, pp. 101-115。
- 中内康夫 (2013) 「社会権規約の中等・高等教育無償化条項に係る留保撤回——条約に付した留保を撤回する際の検討事項と課題」『立法と調査』337号, pp. 44-55。
- 西田亀久夫 (1958) 「奨学金に特別貸与制度」国立印刷局編『時の法令』279号, pp. 16-19。
- 日本育英会編 (1964) 『日本育英会二十年記念誌』日本育英会。
- (1974) 『日本育英会三十年史』日本育英会。
- (1993) 『日本育英会五十年史』日本育英会。
- 日本学生支援機構 (2017) 「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針 (ガイドライン) (平成29年4月18日)」 (https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/suisen/_icsFiles/afldfile/2018/02/27/h30_kyuhuyoyaku_guideline.pdf)。
- 日本学生支援機構 (2018) 「給付型奨学金【新制度】平成30年度進学者 (本格実施分)」日本学生支援機構ウェブサイト (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu2/30/index.html>)。
- 前一平 (2017) 「給付型奨学金制度の創設——独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の成立」『立法と調査』388号, pp. 65-78。
- 文部科学省 給付型奨学金制度検討チーム (2016) 「給付型奨学金制度の設計について〈議論のまとめ〉」 (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/1380717.htm)
- 文部省 (1929) 『全國育英事業概況』文部省。
- 文部省教育調査部 (1936) 『教育制度の調査』第7輯。
- 文部省体育局学徒厚生課 (1948) 『学徒厚生資料』第5輯。
- 文部省大学局学生課 (1983) 「育英奨学事業に関する調査研究会の報告について」『大学資料』88号, pp. 20-26。
- Chapman, B., Higgins, T and Stiglitz, J. (eds.) (2014) *Income Contingent Loans : Theory, Practice and Prospects*. Palgrave Macmillan UK.

しらかわ・ゆうじ 千葉大学国際教養学部准教授。最近の主な論文に「「奨学金」の社会問題化過程の基礎的分析——2004年以降の全国紙5紙の掲載記事を対象に」広島大学大学高等教育研究開発センター編『大学論集』50集 (2018年)。教育社会学, 高等教育論専攻。